

## 公益社団法人全日本きものコンサルタント協会理事会規定

### (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第6章の規定に基づき、公益社団法人全日本きものコンサルタント協会（以下「本協会」という）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月及び5月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

### (召集権者)

第5条 理事会は、会長が召集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事がこれを代行し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事がこれを代行する。

2 召集権者でない理事は、前項の召集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の召集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の召集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を召集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の召集を請求し又は理事会を召集することができる。

### (召集手続き)

第6条 理事会の召集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の召集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合はあらかじめ召集権者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、専務理事がこれを代行し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、理事がこれを代行する。

2 理事会の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項に準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に参入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く）であっても緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

(報告)

第11条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又は本協会との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引に重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告すること要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事について、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事及び監事がこれに署名（記名押印）しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

附則

本規則は、公益社団法人全日本きものコンサルタント協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。